



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課） 4
- 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事課） 5
- 沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例（行政管理課） 37
- 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（財政課） 38
- 沖縄県税条例の一部を改正する条例（税務課） 38
- 沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例（自然保護課） 39
- 沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（保護・援護課） 44
- 国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例（国民健康保険課） 44
- 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例（都市公園課） 45
- 建築基準法施行条例の一部を改正する条例（建築指導課） 57
- 沖縄県物品調達基金条例を廃止する条例（物品管理課） 60
- 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局総務課） 60
- 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（警察本部運転免許管理課） 61

規 則

- 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課） 74
- 沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課） 78
- 沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（財政課） 78
- 沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（自然保護課） 78
- 沖縄県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（都市公園課） 82
- 沖縄県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課） 83
- 沖縄県物品調達基金管理規則を廃止する規則（物品管理課） 83

訓 令

- 沖縄県自動車等管理規程の一部を改正する訓令（物品管理課） 83

企業局事項

- 沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程 84
- 沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令 87

人事委員会規則

- 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 87
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 89
- 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則 89

公布された条例のあらまし

○ 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第43号）

- 1 就業促進手当に相当する退職手当について、安定した職業に就いた者に対して支給することとした。（第12条関係）
- 2 雇用機会が不足している地域として厚生労働大臣が指定した地域内に居住している特定退職者に対する失業者の退職手当の支給日数を延長する暫定措置について、令和9年3月31日以前に退職した職員まで支給す

○ 沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例（条例第45号）

- 1 農林土木に関する事務の一部について、沖縄県中部農林土木事務所の所管区域に那覇市、豊見城市、南城市、糸満市及び島尻郡（伊平屋村及び伊足名村を除く。）を加えることとした。（第6条関係）
- 2 農林土木に関する事務の一部について、沖縄県南部農林土木事務所の所管区域を県一円とすることとした。（第6条関係）
- 3 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（条例第46号）

- 1 一般旅券発給手数料の額を改めることとした。（別表第3関係）
- 2 この条例は、令和7年3月24日から施行することとした。（附則第1項）
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項）

○ 沖縄県税条例の一部を改正する条例（条例第47号）

- 1 法人の県民税の法人税割の税率の特例の適用期限を延長することとした。（附則第6条関係）
- 2 この条例は、令和7年6月1日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例（条例第48号）

- 1 目的について定めることとした。（第1条）
- 2 用語の定義について定めることとした。（第2条）
- 3 県、県民及び動物の所有者の責務について定めることとした。（第3条から第5条まで）
- 4 動物の愛護及び管理に関する施策について定めることとした。（第6条から第8条まで）
- 5 愛護動物の所有者又は占有者の遵守事項等について定めることとした。（第9条）
- 6 所有者等を確認することができない猫への給餌等について定めることとした。（第10条）
- 7 多数の犬又は猫の飼養等の届出について定めることとした。（第11条及び第12条）
- 8 特定動物が逸走したときの措置等について定めることとした。（第13条及び第14条）
- 9 動物の所有者等に対する行政指導等について定めることとした。（第15条）
- 10 報告の徴収及び立入検査について定めることとした。（第16条及び第17条）
- 11 動物愛護管理員について定めることとした。（第18条）
- 12 市町村への協力について定めることとした。（第19条）
- 13 市町村条例との関係について定めることとした。（第20条）
- 14 規則への委任について定めることとした。（第21条）
- 15 罰則等について定めることとした。（第22条から第24条まで）
- 16 この条例は、令和7年7月1日から施行することとした。（附則第1項）
- 17 沖縄県動物愛護管理員設置条例（令和2年沖縄県条例第10号）は、廃止することとした。（附則第2項）
- 18 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第3項）
- 19 この条例の施行後3年を日途に、条例の施行状況等を勘案し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。こととした。（附則第4項）

○ 沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第49号）

- 1 救護施設について、入所者ごとに個別支援計画を作成することを義務付けることとした。（第21条関係）
- 2 更生施設について、更生計画に代わるものとして、入所者ごとに個別支援計画を作成することを義務付けることとした。（第26条関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。（第26条及び第27条関係）
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

○ 国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例（条例第50号）

- 1 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部が改正されたことに伴い、規定を整理することとした。（第4条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例（条例第51号）

- 1 指定管理者による都市公園の占用の許可の規定を定めることとした。（第4条の2及び第13条関係）
- 2 知事及び指定管理者に対して届け出る事項を整理することとした。（第12条関係）
- 3 指定管理者の業務についての規定を整理することとした。（第18条関係）
- 4 指定管理者の許可を受けて都市公園を占有する者の利用料金を定めることとした。（第25条及び別表第7

関係)

- 5 都市公園の使用料及び利用料金の基準額を改めることとした。(別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6関係)
- 6 その他所要の改正を行うこととした。(第4条及び第5条関係)
- 7 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。ただし、5及び8は、令和7年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 8 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)

○ 建築基準法施行条例の一部を改正する条例(条例第52号)

- 1 建築物、建築設備及び工作物の確認申請手数料、完了検査申請手数料及び中間検査申請手数料の額を改めることとした。(第29条の3、第29条の5、別表第1、別表第3及び別表第4関係)
- 2 その他所要の改正を行うこととした。(第29条の7、第29条の9、第29条の10、第29条の11及び別表第5関係)
- 3 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。ただし、2は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県物品調達基金条例を廃止する条例(条例第53号)

- 1 沖縄県物品調達基金条例(昭和47年沖縄県条例第70号)は、廃止することとした。
- 2 この条例は、令和7年3月31日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第54号)

- 1 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和17年沖縄県条例第12号)を次のように改正することとした。<第1条>
議員の期末手当について、12月期の支給割合を100分の167.5に引き上げる。(第5条関係)
- 2 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例を次のように改正することとした。<第2条>
議員の期末手当について、6月期の支給割合を100分の162.5に引き上げ、12月期の支給割合を100分の162.5に引き下げる。(第5条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は、令和7年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 4 1は、令和6年12月1日から適用することとした。(附則第2項)
- 5 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第3項)

○ 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第55号)

- 1 特定免許情報記録手数料の徴収根拠を定めることとした。(別表第9関係)
- 2 運転経歴情報記録手数料の徴収根拠を定めることとした。(別表第9関係)
- 3 運転免許試験、技能検定員審査及び教習指導員審査に係る手数料の額等を改めることとした。(別表第9)
- 4 この条例は、令和7年3月24日から施行することとした。(附則)

条 例

沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 12 月 27 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第43号

沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

国民健康保険法施行条例（平成30年沖縄県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第3条第5項」を「第2条第5項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第51号

沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「この条」の次に「、次条」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による占用の許可）

第4条の2 法第6条第1項の許可は、法第2条第2項第1号に掲げる園路及び広場に法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物であって知事が別に定めるものを設けて都市公園を占有しようとする者に関するものに関し、指定管理者が行うものとする。

2 法第6条第3項の許可は、前項の規定により指定管理者から許可を受けた事項を変更しようとする者に関するものに関し、指定管理者が行うものとする。

第5条中「前条第1項」を「第4条第1項」に改める。

第12条中「（第7号の場合にあつては、指定管理者）」を削り、同条第1号中「第5条第1項」の次に「の許可を受けた者」を、「許可」の次に「（第4条の2の規定により指定管理者がしたものを除く。）」を加え、同条第7号を削り、同条に次の1項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(1) 法第6条第1項又は第3項の許可（第4条の2の規定により指定管理者がしたものに限る。）を受けた者が、都市公園の占有に関する工事を完了した場合

(2) 前号に掲げる者が、都市公園の占用を廃止した場合

(3) 第 1 号に掲げる者が法第10条第 1 項の規定により都市公園を原状に回復した場合

(4) 第11条第 1 項又は第 2 項の規定により必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了した場合

第13条第 2 号中「許可」の次に「（第 4 条の 2 の規定により指定管理者がしたものを除く。）」を加える。

第18条第 1 号中「、第 6 条」の前に「、第 4 条の 2（第29条において準用する場合を含む。）の規定による法第 6 条第 1 項及び第 3 項に規定する許可に関する業務」を加える。

第25条第 1 項中「行う者」の次に「、法第 6 条第 1 項又は第 3 項の許可（第 4 条の 2 の規定により指定管理者がしたものに限る。）を受けて都市公園を占用する者」を、「、行為」の次に「、都市公園の占用」を加え、同条第 2 項中「利用料金」の次に「（都市公園の占用に係るものを除く。）」を加え、同条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前項」を「第 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 利用料金（都市公園の占用に係るものに限る。）は、別表第 7 に定める額とする。

別表第 1 第 1 号中「950円」を「1,050円」に改め、同表第 2 号中「5,310円」を「5,730円」に、「1,150円」を「1,210円」に改める。

別表第 2 中「1,340円」を「1,480円」に、「

60円

」を「

70円

」に、「1,070円」を「1,180円」に、「270円」を「300円」に、「510円」を「560円」に、「750円」を「830円」に、「410円」を「460円」に、「360円」を「400円」に、「780円」を「870円」に、「920円」を「1,020円」に、「280円」を「310円」に、「240円」を「270円」に改める。

別表第 5 中「260円」を「290円」に、「430円」を「460円」に、「9,920円」を「10,880円」に、「250円」を「270円」に改める。

別表第 6 第 1 項第 1 号中

10,670円	10,670円	21,340円	3,190円
5,330円	5,330円	10,660円	1,590円

を

5,320円	5,320円	10,640円	1,590円
--------	--------	---------	--------

11,500円	11,500円	23,010円	3,440円
5,740円	5,740円	11,470円	1,710円
5,740円	5,740円	11,470円	1,710円

に、

21,340円	21,340円	42,680円	6,400円
---------	---------	---------	--------

を

23,010円	23,010円	46,020円	6,900円
---------	---------	---------	--------

に、

1人1回につき 180円 回数券11回分 1,800円			
1人1回につき 90円 回数券11回分 900円			
1人1回につき 90円 回数券11回分 900円			
1,710円	1,710円	3,420円	490円
850円	850円	1,700円	240円
850円	850円	1,700円	240円

を

1人2時間につき 200円 回数券(11枚) 2,000円			
1人2時間につき 100円 回数券(11枚) 1,000円			

1人2時間につき 100円
回数券(11枚) 1,000円

に、「140円」を「150円」

1,840円

1,840円

3,690円

530円

910円

910円

1,830円

260円

910円

910円

1,830円

260円

に、「1,400円」を「1,500円」に、

1人2時間につき 70円
回数券(11枚) 700円

を

1人2時間につき 70円
回数券(11枚) 700円

1人2時間につき 80円
回数券(11枚) 800円

に、「2,160円」を「2,32

1人2時間につき 80円
回数券(11枚) 800円

0円」に、「2,100円」を「2,260円」に、

810円

810円

1,620円

230円

を

1時間につき 320円

370円

に、「1,420円」を「1,53

0円」に、「1,360円」を「1,460円」に、「2時間につき 620円」を「2時間につき 670円」に、「1,340円」を「1,440円」に、650円」を「700円」に、570円」を「610円」に、「220円」を「240円」に、「25,530円」を「27,440円」に、「12,760円」を「13,720円」に、「6,380円」を「6,860円」に、「1時間につき 3,190円」を「1時間につき 3,430円」に、「11,120円」を「11,950円」に改め、同項第2号中

3,410円	3,410円	6,820円	1,010円
1,700円	1,700円	3,400円	500円
1,700円	1,700円	3,400円	500円
6,820円	6,820円	13,640円	2,040円
1 人 1 回につき 50円 回数券11回分 500円			
1 人 1 回につき 20円 回数券11回分 200円			
1 人 1 回につき 20円 回数券11回分 200円			

を

3,680円	3,680円	7,350円	1,090円
1,830円	1,830円	3,660円	540円
1,830円	1,830円	3,660円	540円
7,350円	7,350円	14,710円	2,200円
1 人 2 時間につき 60円 回数券 (11枚) 600円			
1 人 2 時間につき 20円 回数券 (11枚) 200円			
1 人 2 時間につき 20円 回数券 (11枚) 200円			

に改め、同項第 3 号中

1,540円	1,770円
770円	880円

を

1,630円	1,870円
810円	930円

に、

770円	880円
------	------

810円	930円
------	------

770円	880円
380円	440円
380円	440円

を

810円	930円
400円	460円
400円	460円

に、

300円	350円
150円	170円
150円	170円

を

320円	370円
160円	180円
160円	180円

に、「3,090円」

を「3,260円」に、「3,550円」を「3,750円」に、

1,540円	1,770円
--------	--------

を

1,630円	1,870円
--------	--------

に、「610円」を

640円」に、「710円」を「750円」に、

470円	550円
220円	250円

を

500円	580円
230円	260円

に、「1,940円」

を「2,090円」に、「970円」を「1,050円」に改め、同項第4号中

470円	560円
230円	270円
230円	270円

を

510円	600円
250円	290円
250円	290円

に、

400円	470円
------	------

430円	510円
------	------

200円	230円	を	220円	250円	に、「210円」を
190円	230円		210円	250円	

「230円」に改め、同項第5号中

6,320円	6,320円	12,610円	1,880円	
3,150円	3,150円	6,300円	930円	を
3,150円	3,150円	6,300円	930円	

6,810円	6,810円	13,630円	2,030円	
3,390円	3,390円	6,780円	1,000円	に、「12,650円」を「13,
3,390円	3,390円	6,780円	1,000円	

610円」に、「25,300円」を「27,280円」に、「3,760円」を「4,050円」に、

1人1回につき 140円 回数券11回分 1,400円	サブアリーナ及びトレーニング室の利用を含む。			を
1人1回につき 70円 回数券11回分 700円				
1人1回につき 70円 回数券11回分 700円				
1,650円	1,650円	3,300円	470円	
820円	820円	1,640円	230円	
820円	820円	1,610円	230円	

1人2時間につき 150円	サブアリー
---------------	-------

回数券（11枚） 1,500円				ナ及びトレーニング室の利用を含む。	に、「3,310
1人2時間につき 80円 回数券（11枚） 800円					
1人2時間につき 80円 回数券（11枚） 800円					
1,780円	1,780円	3,560円	510円		
880円	880円	1,760円	250円		
880円	880円	1,760円	250円		

円を「3,570円」に、「6,620円」を「7,140円」に、「950円」を「1,020円」に、

1人1回につき 140円 回数券11回分 1,400円			
1人1回につき 70円 回数券11回分 700円			
1人1回につき 70円 回数券11回分 700円			
1,710円	1,710円	3,420円	490円
850円	850円	1,700円	240円
850円	850円	1,700円	240円
1人2時間につき 140円 回数券（11枚） 1,400円			
1人2時間につき 70円 回数券（11枚） 700円			
1人2時間につき 70円 回数券（11枚） 700円			

1 人 2 時間につき 150円 回数券 (11枚) 1,500円			
1 人 2 時間につき 80円 回数券 (11枚) 800円			
1 人 2 時間につき 80円 回数券 (11枚) 800円			
1,840円	1,840円	3,690円	530円
910円	910円	1,830円	260円
910円	910円	1,830円	260円
1 人 2 時間につき 150円 回数券 (11枚) 1,500円			
1 人 2 時間につき 80円 回数券 (11枚) 800円			
1 人 2 時間につき 80円 回数券 (11枚) 800円			

に、「2 時間につき 620

円」を「2 時間につき 670円」に、「3,760円」を「4,050円」に、「290円」を「320円」に改め、同項第 6 号中

7,570円	7,570円	15,140円	2,260円
3,780円	3,780円	7,560円	1,130円
3,780円	3,780円	7,560円	1,130円
3,780円	3,780円	7,560円	1,130円
1,890円	1,890円	3,780円	560円

を

1,890円	1,890円	3,780円	560円
7,570円	7,570円	15,140円	2,260円
3,780円	3,780円	7,560円	1,130円
3,780円	3,780円	7,560円	1,130円

8,160円	8,160円	16,320円	2,440円
4,070円	4,070円	8,140円	1,220円
4,070円	4,070円	8,140円	1,220円
2時間につき 2,040円			1,220円
2時間につき 1,020円			600円
2時間につき 1,020円			600円
2時間につき 4,080円			2,440円
2時間につき 2,040円			1,220円
2時間につき 2,040円			1,220円

に、

1人1回につき 240円 回数券11回分 2,400円
1人1回につき 120円 回数券11回分 1,200円
1人1回につき 120円 回数券11回分 1,200円
1人1回につき 240円 回数券11回分 2,400円
1人1回につき 120円 回数券11回分 1,200円
1人1回につき 120円 回数券11回分 1,200円

1人1回につき 490円 回数券11回分 4,900円	を
1人1回につき 240円 回数券11回分 2,400円	
1人1回につき 240円 回数券11回分 2,400円	
1人1回につき 870円 回数券11回分 8,700円	
1人1回につき 430円 回数券11回分 4,300円	
1人1回につき 310円 回数券11回分 3,100円	
1人1回につき 100円 回数券11回分 1,000円	
」	
1人2時間につき 270円 回数券（11枚） 2,700円	に改め、同項第7号中
1人2時間につき 130円 回数券（11枚） 1,300円	
1人2時間につき 130円 回数券（11枚） 1,300円	
1人2時間につき 270円 回数券（11枚） 2,700円	
1人2時間につき 130円 回数券（11枚） 1,300円	
1人2時間につき 130円 回数券（11枚） 1,300円	
1人2時間につき 530円 回数券（11枚） 5,300円	
1人2時間につき 260円 回数券（11枚） 2,600円	
1人2時間につき 260円 回数券（11枚） 2,600円	
1人1回につき 940円 回数券11回分 9,400円	
1人1回につき 460円 回数券11回分 4,600円	
1人1回につき 340円 回数券11回分 3,400円	
1人1回につき 110円 回数券11回分 1,100円	

「3,130円」を「3,370円」に、「1,560円」を「1,680円」に、「780円」を「840円」に、「390円」を「420円」に、「26,560円」を「28,640円」に、「2,260円」を「2,440円」に、「1,130円」を「1,220円」に、「1時間につき 560円」を「1時間につき 600円」に改め、同項第8号中「2,760円」を「3,050円」に、「1,370円」を「1,480円」に改め、同項第9号中「330円」を「350円」に改め、同項第10号中「1,010円」を「1,070円」に改め、同項第11号中「370円」を「400円」に改め、同項第13号中「2,540円」を「2,740円」に、「1,270円」を「1,370円」に改め、同項第14号中「390円」を「410円」に、「450円」を「480円」に、「280円」を「300円」に、「320円」を「340円」に改め、同項第15号中「1,800円」を「1,940円」に、「3,600円」を「3,880円」に、「510円」を「550円」に、「890円」を「960円」に、「1,780円」を「1,920円」に、「250円」を「270円」に、「450円」を「490円」に、「220円」を「240円」に、「110円」を「120円」に改め、同表第2項中「30,980円」を「33,400円」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第7（第25条関係）

種別	単位	利用料金
法第7条第1項第6号に掲げる仮設 工作物であって知事が別に定めるもの	1日1平方メートルにつき	20円

備考 利用面積が1平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、1平方メートルとして計算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6の改正規定並びに次項の規定は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に徴収すべき使用料について適用し、同日前に徴収すべき使用料については、なお従前の例による。